

# 第6次南箕輪村男女共同参画計画策定支援業務

仕様書

令和7年4月

南箕輪村

# 南箕輪村男女共同参画計画策定支援業務 仕様書

## 第一章 総 則

### (適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、南箕輪村（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に委託して実施する南箕輪村男女共同参画計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の適正な成果を期するため、業務の標準を示すものである。

### (準拠する法令等)

第 2 条 本業務は、本仕様書、設計図書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、正確に実施しなければならない。

- (1) 男女共同参画社会基本法
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- (3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- (5) 長野県男女共同参画社会づくり条例
- (6) 第6次男女共同参画推進基本計画（令和7年度策定予定）
- (7) 第6次長野県男女共同参画計画（令和7年度策定予定）
- (8) 南箕輪村財務規則及び諸規則
- (9) その他関係法令等

### (作業計画)

第 3 条 乙は、本業務実施に先立ち、着手届、業務工程表、管理技術者届、作業実施計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

### (疑義)

第 4 条 乙は、本業務実施中、疑義を生じた場合または明記されていない事項については、すみやかに甲に報告し、双方で協議の上、甲の指示に従うものとする。

### (打合せ記録)

第 5 条 乙は、甲との打合せ時には常に記録を取り、甲の定める監督員の承諾を得なければならない。

### (貸与資料)

第 6 条 甲は、甲が所有する資料で本業務上必要なものは、すみやかに乙に貸与する。なお、乙は、その都度借用書を甲に提出し、作業終了後は責任を持ってすみやかに返納しなければならない。この場合、乙は、データの漏洩等が生じないように十分注意するものとする。

(紛争の回避)

第 7 条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(秘密の保持)

第 8 条 乙は、業務遂行中に知り得た資料、成果等の情報を甲の許可なく他に漏らしたり、使用したりしてはならない。

(品質管理)

第 9 条 乙は、業務の進捗状況を隨時甲に報告し、適切な工程管理を実施するとともに、品質管理に努めなければならない。

(検査)

第 10 条 乙は、業務完了後すみやかに成果品を甲に提出し、検査を受けるものとする。

2 乙は、業務完了後、乙の過失による成果品の不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める補足・訂正等必要な作業を乙の負担において実施しなければならない。

(工期)

第 11 条 本業務の履行期間は、契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。契約書には令和 7 年度分と令和 8 年度分を記載する。

## 第二章 業務内容

(業務の目的)

第 12 条 「男女共同参画社会基本法」の制定により、南箕輪村は、平成 13(2001) 年度に第 1 次男女共同参画計画を策定して以来、現計画の第 5 次南箕輪村男女共同参画計画（以下「現計画」という。）を指針として、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきた。現在、ライフ・ワーク・バランスの推進や女性活躍推進法の制定等、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入っている。また、現計画の計画期間が令和 8（2026）年度であることから、これまでの取組みや社会情勢の変化を踏まえ、男女一人ひとりの人権を尊重し、あらゆる場に参画する機会を平等に保障し、それを通じて活力ある村づくりを一層進めていくため、「第 6 次南箕輪村男女共同参画計画」を策定することを業務の目的とする。

(業務対象区域)

第 13 条 業務対象区域は、南箕輪村全域とする。

## (業務の内容)

第 14 条 業務の内容は下記のとおりである。

### 【令和 7 年度業務】

#### (1) 計画準備

本業務を円滑に進めるため、調査に必要な資料の収集や、工程の確認等の準備を行う。

#### (2) 現計画の事後評価

現計画並びに男女共同参画行動に関する府内各課の取組みについて、達成状況や課題・今後の改善点・方向性等を取りまとめ、現計画の評価・検証を行う。

#### (3) 村民意識調査

男女共同参画に関する村民意識の把握を行う。

##### ア アンケートの設計

アンケート調査票の設計の際には、下記に示す事項に留意して作成する。

- ① 住民意識の変化について把握するため、過去に実施している男女共同参画村民アンケート調査と同一の設問を含めること。
- ② 「(2) 現計画の事後評価」に必要と思われる設問を含めること。
- ③ 今後の施策検討等に必要と思われる設問を含めること。
- ④ デジタルでの回答を可能とする。

##### イ アンケート発送準備

甲が抽出した 1,000 名を対象に、アンケートの発送・回収を行う。回収率は 40%を見込み、乙はアンケート調査票及びアンケート依頼文の印刷、封入等、発送・回収に関わる一切の作業を行う。なお、発送用の封筒は甲にて提供する。

##### 3) アンケートデータ入力及び集計・分析

回収したアンケート調査票を入力、集計及び分析し、甲が別途指示する日に、「令和 7 年度男女共同参画村民意識調査報告書」をまとめる。

### 【令和 8 年度業務】

#### (4) 計画準備

本業務を円滑に進めるため、調査に必要な資料の収集や、工程の確認等の準備を行う。

#### (5) 計画書作成

下記に示す現計画の構成に基づき、社会の潮流や事後評価並びにアンケート調査結果を反映した計画の見直しを行う。また、数値目標の設定についても検討する。

- 1) 計画策定の背景
- 2) 基本的な考え方
- 3) 施策の展開
- 4) 参考資料

(6) 概要版作成

計画書を基に、村民向けの概要版を作成する。概要版の仕様等は下記に示すとおりであるが、変更する場合は甲の承諾を得ること。

仕様) A4 サイズ、フルカラー 6 ページ程度

部数) 1,000 部

**【令和7年度、令和8年度共通業務】**

(7) 委員会等運営補助

南箕輪村男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）での調査・研究に必要な資料の作成を行う。

また、年度毎4回予定している委員会に出席し、会議録（概要録）を作成する。

(8) 打合せ協議

本業務の適正を期するため、業務着手時、中間時、業務完了時に打合せ協議を行う。

(9) 業務の詳細

(データ作成)

第 15 条 本業務の報告書の原稿及び資料については、甲の使用するパソコンの機種及びアプリケーションソフトに対応したものとし、以後データの活用が図れるものとなるよう留意する。

### 第三章 成果品

(成果品)

第 16 条 成果品は次のとおりとし、甲に納入する。

**【令和7年度】**

(1) 令和7年度実施報告書 1 冊

(2) 令和7年度男女共同参画村民意識調査報告書 1 冊

(3) 上記成果品のデータ (CD-R 等) 1 式

**【令和8年度】**

(4) 計画書 1 冊

(5) 概要版 2,000 部

(6) 令和8年度実施報告書 1 冊

(7) 上記成果品のデータ (CD-R 等) 1 式

(所有権)

第 17 条 成果品の所有権は甲に帰属する。